

○職員の退職手当に関する条例施行規則

制 定 平 21. 4. 1 規則 1

最近改正 令元. 12. 19 規則 5

(趣 旨)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(遺族に対する退職手当)

第 1 条の 2 条例第 1 条の 2 第 3 項に規定する遺族に退職手当を支給する場合においては、同項に規定する遺族が受けるべき退職手当の合計額を、当該遺族が委任した代表者に対して支給する。

2 条例第 1 条の 2 第 5 項の規定により遺族とみなされた者に支給する退職手当の額は、同条第 1 項に規定する遺族に支給されるべき退職手当の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。ただし、その額が 20 万円を超えるときは、20 万円とする。

(給料月額)

第 2 条 条例第 2 条の管理者が定める給料月額は、当該職員が現に退職した日において受けていた給与に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号。以下「給与条例」という。）第 21 条第 1 項に定める額とする。

2 条例第 1 条に規定する職員（以下（職員）という。）で、退職の日において休職、停職、減給その他の理由により給料の一部又は全部を支給されない者に係る前項に規定する退職手当の基本額の算定の基礎となるべき給料月額は、これらの理由がないと仮定した場合にその者が受けるべき給料月額とする。

(傷病による退職の認定)

第 3 条 条例第 3 条又は第 4 条第 2 項に規定する傷病による認定は、管理者が本人の退職前の勤務状況その他の事情を考慮して行うものとする。

(条例第 3 条の 2 第 2 号に規定する管理者が定める者等)

第 3 条の 2 条例第 3 条の 2 第 2 号に規定する管理者が定める者は、地方公務

員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 1 項の規定による分限免職の処分を受けた者及び第 5 条の 5 第 2 号の規定の適用を受ける者とする。

（整理退職等に準ずる退職）

第 4 条 条例第 5 条に規定する管理者が定める職員は、条例第 3 条の 2 第 2 号に掲げる職員のうち、その退職の日が 3 月 31 日又は 9 月 30 日であるもの（退職する日 3 箇月前までに所定の退職願を提出した者に限る。）以外の者とする。

（公務によることの認定の基準）

第 5 条 管理者は、条例第 4 条第 2 号に規定する公務上の傷病による退職の認定については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により職員の公務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

（除算月）

第 5 条の 2 条例第 5 条の 2 第 2 項に規定するこれらに準ずるものとして管理者が定める事由により現実に職務に従事することを要しない期間は、次に掲げる期間とする。

- （1） 職員の分限に関する条例（昭和 40 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）第 3 条の規定による休職期間
- （2） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17（同法第 283 条第 1 項及び第 292 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき他の地方公共団体へ派遣された場合の当該派遣された期間
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、引き続いて 6 月以上勤務しなかった期間（公務上の傷病又は通勤による傷病のため勤務しなかった場合及び職員の就業に関する条例（昭和 35 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号）第 15 条に規定する休暇を付与された場合を除く。）

2 条例第 5 条の 2 第 3 項に規定する管理者が定める月は、次の各号に掲げる現実に職務に従事することを要しなかった期間のある月の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

- （1） 前項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる期間又は地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による停職の期間のあった月 当該月
- （2） 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110

号) 第2条第1項の規定による育児休業及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいう。)により現実に職務に従事することを要しなかった期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務若しくは同法第17条の規定による短時間勤務により現実に職務に従事することを要しなかった期間のある月を除く。)当該期間のあった月のうち、退職した者が属していた職員の区分が同一の月ごとにそれぞれの最初の月から順次数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数1未満の端数があるときは、これは切り上げた数)になるまでにある月以外の月

- (3) 前2号に掲げる現実に職務に従事することを要しなかった期間のあった月以外の現実に職務に従事することを要しなかった期間のあった月(前2号に掲げる現実に職務に従事することを要しなかった期間のあった月によりその初日から末日までの期間において現実に職務に従事することを要しなかった月及び退職した者が属していた職員の区分が同一の月が他にない月を除く。)当該期間のあった月のうち、退職した者が属していた職員の区分が同一の月ごとにそれぞれの最初の月から順次数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある月以外の月

(職員の区分)

第5条の3 退職した者は、その者の対象期間の各月ごとにその者の対象期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の左欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額(条例第5条の2第1項各号に定める額をいう。以下同じ。)が最も高い額となる職員の区分に属していたものとする。

(退職手当の調整額の調整)

第5条の4 基礎在職期間中に降格したことがある職員で当該職員の職の職制

上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して他の職員との権衡上退職手当の調整額を調整する必要があると管理者が認める職員の退職手当の調整額については、当該職員の対象期間の各月ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて当該各号に定める調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位にまでの調整月額（当該各月の月数が60に満たない場合には、当該各月の各月分の調整月額）を合計した額とする。この場合において、調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の対象期間に係る最後の月に使い月に係るものを先順位とする。

（減額の基準）

第5条の5 条例第6条に規定する管理者が定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 地方公務員法第28条第1項第1号の規定による分限免職の処分を受けた者の退職手当の額 条例第2条から第5条の2までの規定により計算した額に、100分の20から100分の80までの範囲内の割合を乗じて得た額
- （2） 職務上の義務に違反する行為があったことにより勸奨を受けて退職した者の退職手当の額 条例第2条から第5条の2までの規定により計算した額に100分の10から100分の80までの範囲内の割合を乗じて得た額
- （3） 勤務成績が不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者で管理者の定めるものの退職手当の額 条例第2条から第5条までの規定により計算した額に100分の20から100分の90の範囲内の割合を乗じて得た額

（継続期間の計算）

第6条 条例第7条第4項に規定する管理者が定める期間は、第5条の2第1項第1号及び第2号に掲げる期間並びに同条第2項第1号に規定する停職の期間とする。

（失業者の退職手当）

第7条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- （1） 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職

した者

- (2) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職の処分を受けた者
- (3) 公務上の傷病により退職した者
- (4) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

2 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（条例第 9 条第 8 項の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者がやむをえないと認めるもの

3 条例第 9 条第 1 項の規定による申出に係る手続その他の必要な事項は、管理者が定める。

（退職手当の支給制限等の通知書）

第 8 条 条例第 11 条第 2 項（第 12 条第 10 項、第 13 条第 4 項、第 14 条第 5 項、第 15 条第 2 項、及び第 16 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、管理者が定める通知書により行うものとする。

（退職手当の額の端数計算）

第 9 条 退職手当の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

附 則（平 21. 4. 1 規則 1）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条の3関係）

ア 平成19年3月31日以前の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年大和川右岸水防事務組合条例第1号）による改正前の給与条例（以下「平成19年改正前給与条例」という。）第21条第1項に規定する給料表（以下「平成19年改正前給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第2号区分	平成19年改正前給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第3号区分	平成19年改正前給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第4号区分	平成19年改正前給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	平成19年改正前給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成 19 年 4 月 1 日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	給与条例第 21 条第 1 項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
第 2 号区分	給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの
第 3 号区分	給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 4 号区分	給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 5 号区分	給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの
第 6 号区分	第 1 号区分から第 5 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則（平 23. 3. 25 規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 24. 12. 19 規則 4）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日より適用する。

附 則（平 25. 12. 24 規則 2）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 12. 19 規則 5）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年 12 月 19 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の適用の日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職する職員については、なお従前の例による。
（退職手当の内払い）
- 3 改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて職員の支払われた退職手当は、改正後の規則の規定による退職手当の内払いと

みなす。